

安全衛生関係の資格者の選任要件の拡大について

1 改正の趣旨

労働安全衛生法等に定める安全衛生関係の選任を要する者について、その選任要件等の一部に、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業した者であることを規定しているものがあります。

今般、安全衛生管理体制の確保等のため、学校教育法による大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者について、学校教育法による大学を卒業した者と同様に選任等の対象として規定したものです。

また、学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している選任要件についても、学校教育法による高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者について、学校教育法による高等学校を卒業した者と同様に選任等の対象として規定したものです。

2 改正の内容及び留意事項

1 資格要件等の拡大

(1) 学校教育法による大学を卒業した者であることを規定している選任要件等

改正の内容

学校教育法による大学を卒業した者であることを規定している別添1の選任要件等において、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者について、学校教育法による大学を卒業した者と同様に選任等の対象として規定しました。ただし、学校教育法による大学において特定の課程等を修めて卒業した者であることが規定されている選任要件等においては、これと同様の課程等を修めた者であることを規定しました。

独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

独立行政法人大学評価・学位授与機構による学士の学位の授与は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条に規定する者に対して行われるものであり、学校教育法による短期大学等を卒業し、学校教育法による大学において一定の単位を取得した者又は各省庁に設置された大学校において独立行政法人大学評価・学位授与機構が認定した課程を修めて卒業した者で、同機構より学士の学位を授与された者が含まれます。

各省庁に設置された大学校の課程のうち、同機構により当該認定を受けた課程は、次のアからキまでに掲げるものです。（平成25年1月1日現在）

- ア 防衛大学校本科
- イ 防衛医科大学校医学教育部医学科
- ウ 独立行政法人水産大学校本科
- エ 海上保安大学校本科
- オ 気象大学校大学部

カ 職業能力開発総合大学校長期課程及び同大学校総合課程

キ 国立看護大学校看護学部看護学科

独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者と同等以上の学力を有すると認められる者

独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者と同等以上の学力を有すると認められる者には、次のものが含まれます。

ア 旧国立学校設置法(昭和24年法律第150号)による大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

イ 独立行政法人大学評価・学位授与機構又は旧国立学校設置法による大学評価・学位授与機構による学士の学位の授与の申請対象となる者で、当該申請を行わなかったもの

ウ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者その他の学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項に規定する者

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の22第1項第2号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び同令第19条の24の2の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検査業者検査員研修の内容及び時間(昭和47年労働省告示第134号)第2条第1号の厚生労働省労働基準局長が定める研修

同号の「厚生労働省労働基準局長が定める研修」は、同告示第1条の研修をいうものです。

(2) 学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している選任要件等

改正の内容

学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している別添2の選任要件等(特定の学科を修めたことが規定されているものを除く。)について、学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者について、学校教育法による高等学校を卒業した者と同様に選任等の対象として規定しました。

学校教育法施行規則第150条に規定する者

学校教育法施行規則第150条には、次の者が規定されています。

ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

カ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

キ 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

学校教育法施行規則第150条に規定する者と同等以上の学力を有すると認められる者

学校教育法第90条第1項の「通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）」が含まれます。

3 関係通達の一部改正

「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」（平成23年4月6日付基発0406第3号）の一部を次のように改正します。

第2の2（2）ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とし、（エ）を（ウ）とします。

別紙 1

学校教育法による大学を卒業した者であることを規定している選任要件等

- (1) 労働災害防止団体法施行規則 (昭和 39 年労働省令第 19 号)
 - ・安全管理士 (第 1 条)
 - ・衛生管理士 (第 2 条)
- (2) 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号)
 - ・安全管理者 (第 5 条)
 - ・元方安全衛生管理者 (第 18 条の 4)
 - ・店社安全衛生管理者 (第 18 条の 7)
 - ・動力プレスに係る特定自主検査検査員 (第 135 条の 3)
 - ・フォークリフトに係る特定自主検査検査員 (第 151 条の 24)
 - ・第一種衛生管理者 (別表第 4、別表第 5)
 - ・第二種衛生管理者 (別表第 5)
 - ・衛生工学衛生管理者 (別表第 4)
 - ・ガス溶接作業主任者 (別表第 4)
 - ・発破技士 (別表第 4)
 - ・林業架線作業主任者 (別表第 5)
 - ・乾燥設備作業主任者 (別表第 6)
 - ・コンクリート破砕器作業主任者 (別表第 6)
 - ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 (別表第 6)
 - ・ずい道等の掘削等作業主任者 (別表第 6)
 - ・ずい道等の覆工作業主任者 (別表第 6)
 - ・型枠支保工の組立て等作業主任者 (別表第 6)
 - ・足場の組立て等作業主任者 (別表第 6)
 - ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 (別表第 6)
 - ・鋼橋架設等作業主任者 (別表第 6)
 - ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 (別表第 6)
 - ・コンクリート橋架設等作業主任者 (別表第 6)
 - ・採石のための掘削作業主任者 (別表第 6)
 - ・木造建築物の組立て等作業主任者 (別表第 6)
 - ・計画作成参画者 (別表第 9)
- (3) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和 47 年労働省令第 33 号)
 - ・二級ボイラー技士 (第 97 条)
 - ・特級ボイラー技士 (第 101 条)
 - ・一級ボイラー技士 (第 101 条)
- (4) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 (昭和 47 年

労働省令第 44 号)

- ・衛生工学衛生管理者講習の講師(第 1 条の 2 の 2 の 2)
- ・動力プレスに係る検査業者検査員(第 19 条の 22)
- ・フォークリフトに係る検査業者検査員(第 19 条の 22)
- ・検査業者検査員研修の講師(第 19 条の 24 の 2 の 3)
- ・較正機関の較正員(第 19 条の 24 の 4)
- ・発破実技講習の講師(第 19 条の 24 の 19)
- ・コンサルタント講習の講師(第 25 条の 6)
- ・コンサルタント試験の筆記試験免除講習の講師(第 25 条の 21)
- ・コンサルタント試験の試験員(第 30 条)
- ・計画作成参画者研修の講師(第 55 条)
- ・労働災害防止業務従事者講習の講師(第 69 条)
- ・就業制限業務従事者講習の講師(第 83 条)
- ・指定試験機関の免許試験員(別表)

(5) 機械等検定規則(昭和 47 年労働省令第 45 号)

- ・型式検定を受けようとする者が有すべき工作責任者(別表第 3)

(6) 作業環境測定法施行規則(昭和 50 年労働省令第 20 号)

- ・作業環境測定士(第 5 条、第 15 条、第 17 条)
- ・一定の科目を修めて卒業した者に第二種作業環境測定士となる資格が付与される大学等の教員等(第 5 条の 5)
- ・作業環境測定士試験の試験免除講習の講師(第 17 条の 4)
- ・作業環境測定士試験の指定試験機関の試験員(第 34 条)

(7) ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準(昭和 47 年労働省告示第 75 号)

- ・製造許可を受けようとする者が有すべき工作責任者(別表第 1 から別表第 6 まで)

(8) クレーン等製造許可基準(昭和 47 年労働省告示第 76 号)

- ・製造許可を受けようとする者が有すべき主任設計者(第 4 条)
- ・製造許可を受けようとする者が有すべき工作責任者(第 5 条)

(9) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 19 条の 22 第 1 項第 2 号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び同令第 19 条の 24 の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検査業者(昭和 47 年労働省告示第 134 号)

- ・動力プレスに係る検査業者検査員(第 2 条)

(10) 労働安全衛生規則第 5 条第 3 号の厚生労働大臣が定める者(昭和 47 年労働省告示第 138 号)

- ・安全管理者

(11) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程(昭和 48 年労働省告示第 37 号)

- ・労働安全コンサルタント(第 1 条)

- ・労働衛生コンサルタント（第3条）
- （12）労働安全衛生規則第135条の3第2項及び第151条の24第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和52年労働省告示第124号）
 - ・動力プレスに係る特定自主検査検査員（第2条）
- （13）労働安全衛生規則第18条の4第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和55年労働省告示第82号）
 - ・店社安全衛生管理者
- （14）安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）
 - ・安全衛生推進者又は衛生推進者
- （15）平成4年労働省告示第12号（労働災害防止団体法施行規則第1条第2号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）
 - ・安全管理士
- （16）平成4年労働省告示第13号（労働災害防止団体法施行規則第2条第3号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）
 - ・衛生管理士

別紙 2

学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している選任要件等

- (1) 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号)
 - ・ 店社安全衛生管理者 (第 18 条の 7)
 - ・ 第一種衛生管理者 (別表第 5)
 - ・ 第二種衛生管理者 (別表第 5)
- (2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 (昭和 47 年労働省令第 44 号)
 - ・ 計画作成参画者研修の講師 (第 55 条)
 - ・ 労働災害防止業務従事者講習の講師 (第 69 条)
 - ・ 就業制限業務従事者講習の講師 (第 83 条)
- (3) 作業環境測定法施行規則 (昭和 50 年労働省令第 20 号)
 - ・ 作業環境測定士試験 (第 15 条、第 17 条)
- (4) ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準 (昭和 47 年労働省告示第 75 号)
 - ・ 製造許可を受けようとする者が有すべき工作責任者 (別表第 1 から別表第 6 まで)
- (5) 労働安全衛生規則第 5 条第 3 号の厚生労働大臣が定める者 (昭和 47 年労働省告示第 138 号)
 - ・ 安全管理者
- (6) 労働安全衛生規則第 18 条の 4 第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示 (昭和 55 年労働省告示第 82 号)
 - ・ 店社安全衛生管理者
- (7) 安全衛生推進者等の選任に関する基準 (昭和 63 年労働省告示第 80 号)
 - ・ 安全衛生推進者又は衛生推進者
- (8) 平成 4 年労働省告示第 12 号 (労働災害防止団体法施行規則第 1 条第 2 号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件))
 - ・ 安全管理士
- (9) 平成 4 年労働省告示第 13 号 (労働災害防止団体法施行規則第 2 条第 3 号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件))
 - ・ 衛生管理士